The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	憲法保障における機能的等価物の比較憲法学的研究（一）：日本、ウズベキスタン共和国及びソビエト社会主義共和国連邦の実践を対象に
Author(s)	ウミロフ，フィトラト
Citation	阪大法学. 2021, 71(2), p. 65-79
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87356
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

憲法保障における機能的等価物の比較憲法学的研究（一）

――日本、ウズベキスタン共和国及びソビエト社会主義共和国連邦の実践を対象に――

ウミロフ　フィトラト

はじめに
第一章　ウズベキスタン共和国における合憲性審査制の沿革
第一節　ソビエト社会主義共和国連邦における憲法保障制度の登場
第二節　ソビエト連邦最高裁判所の構成とその活動の実際
第三節　ソビエト連邦における特別機関による違憲審査制の登場（以上、本号）
第二章　ウズベキスタン共和国における合憲性審査制
第一節　憲法裁判所による合憲性審査制
一　憲法裁判所による合憲性審査の法的問題
二　憲法裁判所の立法発議権と判決の効力
三　具体的規範統制の実現と対立する事項
第三章　ウズベキスタン共和国における合憲性審査制の機能的等価物
第一節　ウズベキスタン共和国最高裁判所の憲法保障における役割
第二節　ウズベキスタン共和国最高裁判所総会の実際
第三節　現代のロシア連邦最高裁判所による憲法保障の実践
第四章　合憲性審査制の機能的等価物としての法令案事前審査制
第一節　ウズベキスタン共和国司法省による法令案事前審査過程
一　司法省による法令案事前審査の評価
第二節　日本における内閣法制局による法案事前審査過程
一　内閣法制局による法案事前審査の評価
第五章　憲法保障理論の再考察
第一節　憲法保障の理論的構成
一　保障における「憲法」と「憲法典」の区別
二　憲法保障の敵
第六章　結論

はじめに

憲法上保障されている基本権を制限する立法の合憲性が争われる事例において、そうした制限の合憲性について判断していく、裁判所による事後的救済としての合憲性審査（違憲審査）という制度がよく知られている。しかし、合憲性審査制については、民主政治において、選挙によって選ばれたわけでもなく、また人民に対して説明責任を負っているわけでもない裁判官が、司法審査権を行使することは、いかなる理由で正当化されるのか、という反多数派主義の難点[1]（Counter-majoritarian Difficulty）[2]の問題もつきまとってきた。

また、裁判所は合憲性審査にあたって、政策決定者たる政治部門の判断をできる限り尊重し、それに介入することはなるべく控えようとする態度、いわゆる司法消極主義を基本とすべきであると考えられてきた。

裁判所による合憲性審査制の消極的な運用をもたらす上記の実質的論拠の下で、国民の憲法上の権利を保護し、憲法による秩序を存続させ、安定させる憲法保障の他の手段はないかという問題が生じる。

ウズベキスタン共和国憲法第一〇八条は、「ウズベキスタン共和国憲法裁判所は立法府及び行政府による法令等の憲法への適合性を審理する裁判所である」と規定し、憲法裁判所型の合憲性審査制を導入している。しかし、憲法裁判所の設立後二九年間で、法令などの法規範を憲法違反としたのは七件[3]に過ぎない。一九九八年二月の違憲判決が最後のものであり、それ以降は違憲判決が出されていない。しかも、これらの判決は、判決の題名の通り、法律ではなく下位の法規範の合憲性に関する判決である。憲法上憲法裁判所に与えられている権限、またその判決の拘束力[4]等の法律上の根拠があるのにかかわらず、憲法裁判所の合憲性審査制の運用は不活発であり、消極的な立場にある。そういう状況の下で憲法の保障はいかなる方法でなされているかということに関しては、合憲性審査制と

機能的に等価である他の制度の存在について検討することにした。

本稿は、憲法裁判所以外、いかなる機関が実務上憲法保障の機能を果たしているか、また、いかなる手続において、どの程度の審査権が認められているかを明確にすることによって、ウズベキスタンにおける合憲性審査制と機能的に等価である他の制度の憲法保障における役割を明らかにすることを目的としている。そのために、次の三つの問題を検討する。

第一に、ウズベキスタン共和国憲法裁判所による合憲性審査制の運用が不活発であるという点についてである。ここでは、まず、憲法裁判所による合憲性審査の法的問題、そして憲法裁判所の立法発議権と判決の効力に関連する問題、さらに具体的規範統制の実現と対立する事項などを検討することによって、ウズベキスタン共和国における合憲性審査制の消極的な性格を明らかにする。

第二に、ウズベキスタン共和国最高裁判所総会についてである。ウズベキスタンでは憲法保障を行っている他の制度としてウズベキスタン共和国最高裁判所総会の役割が機能的に違憲審査制に近い。最高裁判所総会は下級裁判所に対して法令の適用に関する指導的解説を下す権限を有する。本制度は、旧ソ連時代に登場し、ソビエト連邦最高裁判所とソビエト連邦構成共和国最高裁判所に属する権限であった。登場した段階では、合憲性審査の専門機関としての役割を果たしていたが、時代が変わっていくことによって、合憲性をはかる専門機関としての性質を徐々に失い、合法性監督の機能を行使することになっていく。現在も、ロシア、及び他の旧ソ連邦諸国の最高裁判所に属する権限として残存しており、憲法を解釈することができるのかという意味では、合憲性審査制の専門機関として認められていないが、法令の解釈を行なってきており、事実上合憲性審査制への貢献ではあるにせよ、合憲性審査制の機能的等価物であるということができる。憲法裁判所による違憲審査制が司法消極主義という状況の下にあ

るということと対比して、最高裁判所総会の憲法保障における役割が非常に大きいと考えている。

この点について、ウズベキスタン共和国は一九九〇年までソビエト連邦構成共和国の一つであったという歴史の流れに沿って、現代における憲法保護制度の検討を行うために、旧ソ連時代を尋ねる必要がある。なぜなら、合憲性審査制が登場したのはソビエト連邦の形成後（一九二二年）であり、[5] 一九二三年から一九三三年までの時期において合憲性審査の重要な機能を果たしていたのがソビエト連邦最高裁判所であった。三〇年代以降、ソビエト連邦最高裁判所が合法性監督の機能を果たすことになる。この機能は法律解釈の機能であり、法令の一律的な適用を保障するために、下級裁判所に対して、法令適用に関する解説を下す権限のことである。八〇年代に来て、まったく新しい憲法裁判所を設立する動きが始まるが、最高裁判所は法令適用に関する解説を下す権限をもって現在に至っている。その歴史を検討することによって、現代のウズベキスタン憲法裁判所の不活発な活動の原因を明らかにし、さらに、現代に至った最高裁判所総会の憲法保障における役割について考察することができるからである。以下では、このような、社会主義体制において登場した制度の民主主義の時代における現れついても、沿革も踏まえ、裁判例も包含させて紹介する。

第三に、法案事前審査制の存在についてである。法令審査制度自体は、法律が制定されるまでの段階で行われる事前審査と現行の法律の憲法への適合性が争われる場合の事後的審査に大別されており、かくて、法案事前審査制が事後的救済としての合憲性審査制の機能的等価物として考えられる。

法案の事前審査制も憲法保障の一つの方法として認知されている。日本における内閣法制局による法案事前審査制、あるいは、ウズベキスタン共和国における司法省による法案事前審査制がそれにあたる。日本では、内閣法制局が厳格な法案の事前審査権を行使しており、内閣法制局による事前審査を経て制定された法律、政令の中で、最

高裁判所が違憲判決を下したものはほとんどないという事実から、それが司法消極主義の原因の一つであるという議論がなされてきた。そのため、本制度も機能的には違憲審査制と等価であると考えられる。

合憲性審査制が消極的な立場にあるという現状において、その機能的等価物である他の制度の憲法保障制度としての性質を明らかにすることが大切だと考えている。なぜならば、これらの制度は、憲法保障を行う専門機関ではなく、保障機能を果たしているだけで、憲法を保障するために十分であると言えるには検討が必要である。

第一章　ウズベキスタン共和国における合憲性審査制の沿革

第一節　ソビエト社会主義共和国連邦における憲法保障制度の登場

統一的なソビエト連邦の形成は、合法性の監督及び司法監督の機能や特別に重要な訴訟の第一審における審理などの管轄を有する全国家的な司法機関を緊急に形成する必要性を生じさせた。(6)

一九二二年一二月三〇日のソビエト第一大会によって制定された「ソビエト社会主義共和国連邦の形成に関する」条約の第一二条はソビエト中央執行委員会の管理下で最高司法監督の機能を持つ最高裁判所の設立について定めていた。ソビエト連邦中央執行委員会により、一九二三年一一月二三日の「ソビエト連邦最高裁判所に関する」総則が制定され、連邦最高裁判所がその管轄の規定を受けた。

さらに、一九二四年のソビエト連邦憲法(7)の第七章はソビエト連邦最高裁判所の権限、その組織、構成及びその選任手続などについて規定し、第四三条第一項では最高裁判所の設立の目的について定めていた。即ち、ソビエト社会主義共和国連邦の領域において革命的合法性を確保するため、ソビエト連邦中央執行委員会の管理の下で最高裁判所が設立されるということである。また、同条により、最高裁判所の管轄については、連邦構成共和国最高裁判

所に対し法令の適用に関する解説を下す権限、さらに、ソビエト連邦中央執行委員会の要請により合憲性審査の権限が規定されていた。

ソビエト連邦最高裁判所は、合憲性の監督を実施する際に、ソビエト連邦中央執行委員会（最高統治機関）の幹部会の要請により、ソビエト人民委員会議（政府機関）と連邦構成共和国における中央執行委員会及び人民委員会議の政令の合憲性について審査をし、当該政令の廃止についてソビエト中央執行委員会の幹部会に対して意見書を送付していた。例えば、ソビエト連邦最高裁判所により、一九二四年度において二一九七件、一九二八年度において六二七二件の法規範の合憲性について意見書が下された。[8] しかし、ソ連邦最高裁判所は、ソビエト連邦ソビエト大会（ソビエト立法機関）とソビエト中央執行委員会による法規範の合憲性を審査する権限を有していなかった。

ソビエト連邦最高裁判所は司法制度において特別な立場を占めていた。それは次の二つの事情で明確になる。

第一に、ソビエト連邦最高裁判所の司法監督機能を行う司法機関としての役割である。司法機能には、とりわけ、①上級職員による役職罪に関する訴訟の審理と②連邦構成共和国の利益に影響を与えるような、または連邦構成共和国間の紛争の解決に関連する、特別に重要な刑事かつ民事訴訟の審理が含まれる。

司法監督の機能において、ソビエト連邦最高裁判所は、連邦最高裁判所の検察官の勧告に基づいて、ソビエト連邦立法に適合しない且つ連邦構成共和国の利益に侵害を与えるような、連邦構成共和国最高裁判所による判決、決定及び評決[9]に対して、ソビエト連邦中央執行委員会に上訴を行うこと、さらに、連邦最高裁幹部会による判決、決定、ならびに連邦最高裁判所における特別な存在の部局や司法機能を有する他の機関（高等仲裁委員会など）の判決、決定などの審理及びその却下に関する裁判を実施していた。

第二に、ソビエト連邦最高裁判所は、司法及び司法監督機能を有する司法機関としてだけではなく、一般監督を

行う特別機関としても機能していた。それはソビエト連邦最高裁判所の一般監督権のことである。そもそもソビエト連邦憲法第四三条により、ソビエト連邦の領域内において革命的な合法性を確保することが目的とされ、ソビエト連邦中央執行委員会の管理の下でソビエト連邦最高裁判所が設立されるということである。憲法は、そういった司法の監視に関する機能を実行することができる他の独立機関についても規定していなかった。

連邦最高裁判所の一般監督（合憲性監督とも呼ばれていた）を行う機関としての役割は、ソビエト連邦憲法第四三条に規定されていた次の権限により明らかにされる。即ち、ソビエト社会主義共和国最高裁判所に対してソビエト連邦立法に関する問題について指導的な意見を出すことや、ソビエト連邦中央執行委員会の要求に基づいて、連邦構成共和国の中央執行委員会による政令などの合法性について意見を出す権限などを有していた。連邦構成共和国間における訴訟紛争（連邦構成共和国の利益への抵触に関する事件）の解決に関する権限も、一般監督分野における大きな役割とみなされていた。[10]

ソビエト連邦最高裁判所の組織及び活動に関する事項などを規制していた上記のソビエト連邦最高裁判所に関する規定などにおいては、ソ連邦最高裁判所と連邦構成共和国最高裁判所の関係の定義に特に注意が払われていた。ソビエト連邦最高裁判所に関する総則上、連邦最高裁判所がその権限に関連するすべての問題を、ソビエト連邦全体及び個々の連邦構成共和国の利益に基づき、憲法並びに、連邦最高裁判所総則、全ソビエト立法及び連邦構成共和国立法に従って厳密に解決することが要求されていた。

第二節　ソビエト連邦最高裁判所の構成とその活動の実際

ソビエト連邦最高裁判所は、総会と四つの裁判部門、即ち民事部門、刑事部門、軍事部門及び軍事運輸部門とい

う構成で活動していた。主な作業は、常任の会員と連邦構成共和国の最高裁判所長官で構成される総会が行っていた。[11]

ソビエト連邦最高裁判所の設立後の五年間の実務に関する統計によると、前面に出てくるのが一般監督分野における活動であり、その時代よく言われたように、憲法監督の活動について言及されるべきである。その五年間において、連邦最高裁判所によりソビエト連邦中央執行委員会に八六件の違憲行為について申し立てがなされた。連邦構成共和国中央執行機関と人民委員会議による政令について一一件の憲法不適合性に関する意見がソビエト連邦中央執行委員会幹部会に提出された。連邦最高裁判所の検察庁の勧告によって、全ソビエト連邦立法に反する連邦構成共和国最高裁判所総会による一六件の決議が連邦中央執行委員会に上訴された。[12] また、連邦最高裁判所により、一九二四年度において二一九七件、一九二八年度において六二七二件の法規範の合憲性について意見書が下された。[13]

一九二三年十一月二三日の「ソビエト連邦最高裁判所に関する」総則によれば、連邦構成共和国最高裁判所に対し、全ソビエト連邦立法について指導的意見や解釈に関する決議を出す（法律適用意見決議）という連邦最高裁判所総会の機能は第一の任務として規定されていた。この機能は、合法性の遵守を監視するといった一般的監督の分野に属していた。[14]

ソビエト連邦最高裁判所の総会は連邦構成共和国の最高裁判所長官で構成されており、連邦構成共和国最高裁判所長官のソビエト連邦最高裁判所総会への参加は、連邦最高裁判所と連邦構成共和国最高裁判所の密接な関係を確保する非常に重要な活動の形式であった。総会においては、特に、連邦構成共和国最高裁判所が出した判決や決定などの合法性について議論がなされ、さらに、各共和国最高裁判所の代表者の参加により、連邦構成共和国における司法の実務を考慮に入れ、議論を行うことが可能となっていた。このようにして、総会の活動はあらゆるレベル

の司法官にとって助けであった。

連邦最高裁判所総会による最初の法律適用に関する決議は、一九二四年十一月三日の第三回ソ連邦最高裁判所総会会議で出された。それは没収の対象となる財産をこの財産の価値に等しい金額での金銭に取り替えることが可能であるかどうかの問題についてであった。問題は、それらを現物で没収するのではなく、没収されたものの費用を支払うことを許可することについて被告人の親族からの請願に関連して生じた。ソ連邦最高裁判所総会は、この問題に対して、「被告人の財産の没収は社会防衛のための処分であり、債権者の請求に対する責務弁済ではないという事実に鑑み、没収の対象となる財産に等しい金額での金銭に取り替えることについての申請は却下されるべきである」と判断した(15)。

ソビエト連邦最高裁判所に関する総則によれば、総会による法律適用に関する指導的な意見や解釈は、連邦の各構成共和国最高裁判所かつ軍法会議に対して下されるものであった。総則第四条によれば、意見に関する決議は、どこに指図されるかに関わらず、ソビエト連邦かつ連邦構成共和国のあらゆる裁判所や他の機関に対して拘束力を持っていた(16)。

連邦最高裁判所総会は、法律の適用に関する意見と解釈の両方を下していた。しかし、実際にはこれらの間に相違はなかった。元連邦最高裁判所長官であるヴィンクロフ氏（A. N. Vinkurov）が「連邦最高裁判所総会の意見と決議」（一九三二年最高裁判所資料集）の序文で、「法律からの逸脱の是正や法律の一律的な解釈はソビエト連最高裁判所の意見及び連邦構成共和国の司法機関の違法決定に関する決議などに反映されている」と指摘した。

一九二九年七月二四日に「ソビエト連邦最高裁判所及びソビエト連邦最高裁判所付属の検察庁に関する」総則が改正され、新条項の特徴は、連邦最高裁判所が、連邦構成共和国最高裁判所の実務において生じた問題について、

全連邦法の指導的意見及び解釈を行うことができるという管轄のみを規定していた（前の総則はそのような制限を定めていなかった）。

一九三三年六月二〇日にソビエト連邦中央執行委員会及び人民委員会議によって、「ソビエト連邦検察庁の独立に関する」総則が承認され、上記の一般監督の機能はソ連邦検察庁に移管されることになる。ソビエト連邦検察庁は、一九三三年までソビエト連邦最高裁判所の一部として活動していた（ソビエト連邦最高裁判所の検察官）[17]。

その時期において、連邦最高裁判所総会の決議の性質が変化していくことになった。

まず、連邦法の適用に関する個々の問題ではなく、立法やその他の法令の迅速かつ正確な施行の必要性から生じる一連の問題全体に対して解説が行われ、決議が出されるようになったということである。

さらに、連邦検察庁が独立したことによって、連邦最高裁判所総会の決議に対して異議申し立てが行われるようになったことである。例えば、一九三三年において、総会での四つの会議において三六の意見の草案が検討され、その二九が承認された。しかし、その内七つが（五つは指令で二つが意見）検察庁の異議申し立てに基づいてソビエト連邦中央執行委員会により不要であると認められた[18]。

ソビエト連邦最高裁判所が設立されてから、その機能、構成及び構造、連邦構成共和国裁判所及び他の連邦機関との関係の性質などにおいて変化が多かったことにも拘らず、連邦最高裁判所の活動の目的である「合法性の確保」という機能は変化せずに生き残ってきたのである。

公正な裁判の実施における合法性確保の活動において非常に重要であったのは、連邦構成共和国裁判所による指導的意見の適用に対する監督であった。連邦法やその適用に関する意見の遵守の検証は司法監督訴訟において行われ、その不履行は、判決などの無効や変更をもたらしていた。

第三節　ソビエト連邦における特別機関による違憲審査制の登場

ソビエト連邦では合憲性の監督を行使する特別機関を設立するという問題は、法学において長い間議論されてきた。そのような機関の欠如は確かにソビエトの法制度に対し悪影響を及ぼしていた。政府による指令の増加、省庁の多数の命令や指示の恣意的訂正等は、憲法の基本原則の侵害をもたらした。

八十年代の政治改革に伴い、社会的・政治的分野の民主化は一九八八年の憲法の改正に反映された。憲法改正における最も重要なもの一つは、一九八八年一二月一日の、憲法を保障するための特別機関であるソビエト憲法監督委員会の設立であった。それは、ソビエト連邦において、憲法の専門的な法的保護を行使する最初の機関であった。一九八九年一二月二三日に連邦憲法監督に関する法律が制定され、その権限や活動の内容は法律上の根拠を得た。本法律により、連邦における憲法監督の目的は「国家機関及び社会団体の法令が、連邦及び同盟・自治共和国の憲法に一致するよう保障し、個人の憲法上の権利及び自由、連邦人民の権利並びにソビエト社会の民主的基礎を保護すること」と規定されていた。本制度は、ソビエト連邦と同様に連邦各共和国においても設立されていた。即ち、連邦憲法監督法によれば（第二条）ソビエト連邦における憲法監督を実現するのは、ソ連邦憲法監督委員会並びに構成共和国及び自治共和国の憲法監督機関だということであった。[19]

連邦憲法監督委員会の構成については、政治及び法の分野の専門家の中から選出され、委員長、副委員長及び各加盟共和国からの一人の代表を含む二五人の委員によって構成されていた（連邦憲法監督法、第五条）。

連邦憲法監督委員会は、審理をした結果、法令の合憲性について結論を出していた。連邦憲法監督委員会が、法令またはその個々の規定が連邦の憲法または法律に適合しないという結論を採択した場合、連邦人民代議員大会により採択された連邦の法律及びその他の法令、構成共和国の憲法、またはそれらの個々の規定を除き、当該法令の

効力は、その不適合性が除却されるまで、全体として、または個々の部分において停止されることになっていた（連邦憲法監督法、第一九条、第二〇条、第二一条）。

連邦憲法監督法は、連邦立法制度において特別な地位を占めていた。まず、本法は全く新しい政治的・法的制度を実現したものであり、憲法的改革の新しい時代を代表したものであった。そして、本法が制定されるまで、憲法の保護を具体的に定めた法規範がなく、憲法の最高法規性の原理に基づいて憲法保障がなされていたのである。[20]

相次ぐ国家改革に伴い、立法活動の急速な増加、つまり法律及び他の規制が数多く制定されはじめ、一九九〇年一〇月には、さらに一九七八年の憲法が一部改正され、その改正の中で、憲法裁判所を準備する規定が設けられた。一九九一年五月、同憲法裁判所の組織及び権限についての規定がロシア最高会議によって採択され、これに続く七月一二日、「ロシアソビエト連邦社会主義共和国憲法裁判所に関する」法律が人民代議員大会によって承認された。連邦憲法監督委員会法は連邦構成共和国に対して自国の憲法審査のための制度を設立することを認めており、ロシアは連邦構成共和国の中で実際に憲法裁判所を設立した最初の共和国となった。

ソビエト社会主義共和国連邦の崩壊後、一九九一年七月一二日の法律によってロシア連邦憲法裁判所が設立されたが、憲法裁判所の設立は様々な原因に基づいていると考えられる。一つ目は、ソビエト連邦と連邦構成共和国において、憲法は直接適用可能な法規範とはみなされていなかったことである。これは、憲法に含まれる市民の基本的な権利と自由を含む、さまざまな実施レベルでの重大な違反までそれらを無視する理由の一つであった。二つ目は、ソビエト連邦の崩壊とロシア連邦における遠心力の高まりが、憲法上分立された権力の領域における連邦政府と共和国政府、また国家機関の間の頻繁な対立をもたらしたことである。[21] 連邦の崩壊時において設立されたロシア連邦憲法裁判所は、一九七八年のロシアソビエト連邦社会主義共和国憲法及びその一部改正法を前提とする法的環

境の下にあって、連邦崩壊後の混乱した政情の中での新たなロシア連邦憲法の起草をめぐる大統領と議会との間の政治対立に巻き込まれ、独立した合憲性審査機関としての自らの活動を行いはじめた。連邦崩壊直後の一九九二年一月、ロシア連邦憲法裁判所は、国家安全保障委員会（ＫＧＢ）と内務省を一つの省庁に合併するというエリツィン大統領の大統領令が違憲であると宣言した。エリツィン大統領は同裁判所にとって初となるこの決定を遵守し、それは効果的な司法審査の先例となった。[22] 三つ目は、連邦憲法監督委員会の経験から見ても、その活動の積極性にもかかわらず、権力の分離の原則に依存しようとしている国家において合憲性監督機関としての不能[23]（連邦人民代議員大会により採択された連邦の法律及びその他の法令、構成共和国の憲法について連邦憲法に適合しないとの結論を採択しても、当該法令は失効されていなかった）を示したことである。[24]

以上の原因が連邦憲法裁判所の設立の必要性を示したものであり、特に、一九七八年の連邦憲法改正を前提とする法的環境の下で、連邦崩壊後の混乱した政情の中で自分の立場を保つことができた連邦憲法裁判所は、現在に至ってもその積極性を失っていない。ロシア連邦憲法裁判所の一九九五～二〇一九年における実務に関する報告書によれば、当該期間においては三三六件の違憲判決が下されているということである。[25]

（1） 金澤孝「憲法理論の新局面――反多数派支配主義という難点（*Counter-majoritarian Difficulty*）からの解放に向けて」法律時報七九巻四号、二〇〇七、八三頁。

（2） Alexander M. Bickel, *"The Least Dangerous Branch", The Bobbs-Merrill Company inc., A Subsidiary of Howard W. SAMS & Co. inc., Publishers・Indianapolis・New York,* 1963y.

（3） ①スルハンダルヤ州の首長による一九九六年八月一五日付の第一六四番の命令が所有権を定める憲法第五四条に違反するとした判決（一九九七年二月二五日）、②ホラズム州の首長による一九九六年一一月一一日付の第二五七番の命令が地方自治体の首長選挙を定める憲法第一〇五条に反するとした判決（一九九七年二月二五日）、③一九九二年八月二四日

付の内閣の命令により承認された「教育従事者との労働契約の締結のコントラクト（期間の定めのある労働契約）方式に関する規定」が労働権を定める条文に違反するとした判決（一九九七年六月一七日）、④一九九七年三月一一日付の内閣決定により承認された「書面による労働契約の締結に関する勧告」総則第二項が憲法に適合しないとした判決（一九九七年六月一七日）、⑤労働法典第一一八条の適用の憲法への適合性に関する判決（一九九八年一月一六日）、⑥第二次世界大戦の障碍者等に対する居室面積の賃料および公共料金の支払いについて特典の供与を定めているいくつかの法規範が憲法に適合していないとした判決（一九九八年二月二六日）、⑦ウズベキスタン労働組合連合会評議会等により承認された「国家社会保険による手当の査定および支払の手続きに関する規程」が憲法に適合しないとした判決（一九九八年二月二六日）。

（4）憲法裁判所法（一九九五年八月三〇日、一〇三―I番）、第九条、第一項。憲法裁判所法（新訂、二〇一七年五月三一日、O. RQ―四三二番）、第一三条、第一項。

「憲法裁判所の判断は、最終のものであって上訴することはできないとし、全ての国家権力および行政のすべての機関ならびに企業、施設、組織、社会団体、役職および市民に対して拘束力を持つ」。

（5）Еременко Ю. П. «Советская Конституция и законность», Саратов, 1982г. с.140.

（6）«Верховный суд СССР Статьи и очерки о деятельности за 1924–1974», Москва, 1974. «Верховный суд СССР и совершенствование советского законодательства», С. Г. Банников, заместитель Председателя Верховного Суда СССР.

（7）ソビエト社会主義共和国連邦憲法、一九二四年一月三一日制定（最初のソビエト連邦憲法）。

（8）Т.Я. Хабриева, «Избранные труды, Том 2», Москва, 2018г. С.35.

（9）判決（民事訴訟に関する裁判、судебное решение）、決定（裁判所が行う判決以外の裁判、訴訟において摘発された新しい違法行為に対して行われる裁判行為、судебное постановление）、評決（刑事訴訟判決、приговор）。

（10）Верховный суд СССР статьи и очерки о деятельности за 1924–1974. Верховный суд СССР — высший судебный орган страны. Полномочия верховного суда СССР 50 лет верховного суда СССР л. Н. Смирнов, председатель верховного суда СССР

（11）«Положение О Верховном Суде Союза Советских Социалистических Республик», Президиум Центрального Исполнительного Комитета СССР, Постановление от 23 ноября 1923 года.

(12) «Бюллетень Верховного Суда СССР и прокуратуры Верховного Суда СССР» 1929г. №1, стр. 4.

(13) Т.Я. Хабриева, «Избранные труды, Том 2», Москва, 2018г. С.35.

(14) «Вестник ЦИК, СНК и СТО СССР» 1923 г. №10, ст. 311. Толкование и разъяснение республиканского законодательства входило в компетенцию Верховных судов союзных республик.

(15) «Разъяснения и постановления Пленума Верховного Суда СССР», М., 1932, стр. 28.

(16) «Положение о Верховном Суде Союза Советских Социалистических Республик», Президиум Центрального Исполнительного Комитета СССР, постановление от 23 ноября 1923 года.

(17) 現在、法律の優位性、合法性及び法律の一律的な適用を確保する権限は検察庁にも与えられている。

(18) «Верховный суд СССР статьи и очерки о деятельности за 1924–1974», Москва, 1974, «Руководящие разъяснения Верховного Суда СССР – важное средство укрепления социалистической законности», Х. Б. Шейнин, Заместитель начальника отдела Верховного Суда СССР.

(19) Т.Я. Хабриева, «Избранные труды, Том 2», Москва, 2018г. С.56

(20) Т.Я. Хабриева, «Избранные труды, Том 2», Москва, 2018г. С.60.

(21) Моршакова Т.Г., «Судебная реформа», Москва, 1990. с50.

(22) 河原祐馬「ロシアにおける政治の『司法化』：憲法監督制度をめぐる問題との関連で」、岡山大学法学会雑誌六四巻三・四号（二〇一五年三月）、七頁。

(23) 同・第二一頁、第四段落目。

(24) Т.Я. Хабриева, «Избранные труды, Том 2», Москва, 2018г. С.89.

(25) ロシア連邦憲法裁判所の公式ウェブサイト http://ksrf.ru/ru/Decision/Statisticses/Pages/default.aspx（最終閲覧日：二〇二〇年七月一五日）。